

熊本地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 重加算税賦課決定処分取消請求事件
国側当事者・国(熊本東税務署長)
平成23年11月25日棄却・確定

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	原 彰宏
被告	国
同代表者法務大臣	平岡 秀夫
処分行政庁	熊本東税務署長 本藤 修一
同指定代理人	小野本 敦
同	戸上 吉幸
同	大坪 正宏
同	松山 哲夫
同	山崎 司
同	石坂 尚子
同	野村 英雄
同	清水 芳子
同	多津田 幸由
同	杉本 知寛
同	林 俊生
同	池川 雅昭
同	石川 尚登
同	井手上 秀文

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 熊本東税務署長が、平成19年12月18日付けでした、平成13年7月1日から平成14年6月30日まで、平成16年7月1日から平成17年6月30日まで及び平成18年7月1日から平成19年6月30日までの各事業年度の法人税の重加算税の各賦課決定処分を取り消す。
- 2 熊本東税務署長が、平成19年12月18日付けでした、平成13年7月1日から平成14年6月30日及び平成16年7月1日から平成17年6月30日までの各課税期間の消費税及び

地方消費税の重加算税の各賦課決定処分を取り消す。

- 3 熊本東税務署長が、平成19年12月18日付けでした、平成17年1月から平成17年12月までの各期間分の源泉所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、処分行政庁である熊本東税務署長（以下「本件税務署長」という。）が、原告に対し、平成19年12月18日付けで、法人税、消費税及び地方消費税については重加算税賦課決定処分を、源泉徴収に係る所得税については納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分をそれぞれ行ったのに対し、原告が、上記各重加算税賦課決定処分については、いずれも修正申告が無効であり、また、原告は仮装隠ぺい行為をしていないから要件を充足しないなどと主張し、上記各納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分については、いずれも要件を充足しないなどと主張して、上記各処分の取消しを求める事案である。

- 1 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠等により容易に認定できる事実である。）

(1) 当事者について

ア 原告は、土木工事業を営む株式会社である。

原告の発行済み株式総数は200株であり、そのうち140株をB株式会社（以下「B」という。）が保有し、20株をBの代表取締役である乙（以下「乙」という。）が保有している。

イ 乙は、平成5年12月13日に原告の代表取締役に就任したが、平成7年5月1日に代表取締役を辞任し、その後は現在に至るまで原告の取締役である。

甲（以下「甲」という。）は、乙の妻であり、平成7年5月1日に原告の代表取締役に就任して以降、現在に至るまで原告の代表取締役である。

(2) 原告の確定申告について

ア 法人税の確定申告

原告は、平成13年7月1日から平成14年6月30日までの事業年度、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの事業年度、平成15年7月1日から平成16年6月30日までの事業年度、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの事業年度、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度及び平成18年7月1日から平成19年6月30日までの事業年度（以下、それぞれ「平成14年6月期」、「平成15年6月期」、「平成16年6月期」、「平成17年6月期」、「平成18年6月期」、「平成19年6月期」という。）の各事業年度に係る法人税について、いずれもその法定期限内に、青色の確定申告書に別表1の「確定申告」欄記載のとおり「所得金額」と「納付すべき税額」をそれぞれ記載して、提出した。

イ 消費税及び地方消費税（以下、併せて「消費税等」という。）の確定申告

原告は、平成13年7月1日から平成14年6月30日までの課税期間及び平成16年7月1日から平成17年6月30日までの課税期間（以下、それぞれ「平成14年課税期間」、「平成17年課税期間」という。）の各課税期間に係る消費税等について、いずれもその法定期限内に、確定申告書（以下、上記アの法人税の確定申告書と併せて「本件各確定申告書」という。）に別表2の「確定申告」欄記載のとおり「課税標準額」、「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」をそれぞれ記載して、提出した（以下、上記アの法人税の

確定申告と併せて「本件各確定申告」という。)

ウ 税理士による税務代理

税理士である丙（以下「丙」という。）は、原告からの授権に基づき、原告を税務代理して、本件各確定申告を行った。

また、税理士である丁（以下「丁」という。）は、原告からの授権に基づき、丙とともに原告を税務代理して、本件各確定申告のうち平成18年6月期及び平成19年6月期の各確定申告を行った。

(3) 修正申告について（乙3の1ないし3、乙4の1・2）

丙及び丁は、平成19年11月12日、原告名義で、別表1の「修正申告」欄記載のとおり「所得金額」と「納付すべき税額」がそれぞれ記載された平成14年6月期、平成17年6月期及び平成19年6月期の各法人税に係る修正申告書及び別表2の「修正申告」欄記載のとおり「課税標準額」、「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」がそれぞれ記載された平成14年課税期間及び平成17年課税期間の各消費税等に係る修正申告書（以下、これらを併せて「本件各修正申告書」という。）を提出した（以下「本件各修正申告」という。）。

ア 平成14年6月期及び平成14年課税期間の各修正申告の内容

(ア) 平成14年6月期の法人税に係る修正申告書の記載内容（乙3の1）

原告が平成14年6月期の所得金額として確定申告した289万9529円に、次のaないしdを加算してeを差し引いたものであり、修正申告後の所得金額は651万5158円、修正申告により納付すべき税額は202万39100円となる。

a 工事売上・重機売上計上もれ 6130万5138円

その内訳は、以下のとおりである（弁論の全趣旨）。

① 工事売上 2230万5938円

原告がC株式会社（以下「C」という。）から受注した工事売上（以下「C工事売上」という。）

② 重機売上 3899万9200円

原告が株式会社D（以下「D」という。）からリースを受けていたリース物件「E」（以下「本件重機」という。）の本体部分を株式会社F（以下「F」という。）に売却した（以下「本件重機本体売買」という。）際の売上と本件重機の付属品である「G」をH株式会社（以下「H」という。）に売却した（以下「本件重機付属品売買」という。）際の売上の合計

b 消費税納付差額 187万4657円

aに係る消費税納付差額（弁論の全趣旨）

c 貸付金に対する認定利息 50万0712円

原告が、乙に対し、aからeを差し引いたものとb及びdの全額を貸し付けた（以下「本件第1貸付け」という。）として、貸付金に対する利息（弁論の全趣旨）

d 受取利息計上もれ 1522円

原告が管理し、a①の代金及びa②のうち本件重機付属品売買の売上を預金していた株式会社I銀行砂取出張所の原告名義の普通預金口座（以下「O口座」という。）の預金並びにa②のうち本件重機本体売買の売上を預金していたL信用金庫本店の原告名義の普通預金口座（以下「P口座」という。）の預金に係る利息（弁論の全趣旨）

- e 重機売買に対する原価認容 143万円
本件重機の購入原価（弁論の全趣旨）
- (イ) 平成14年課税期間の消費税等に係る修正申告書の記載内容（乙4の1）
原告が平成14年課税期間の課税売上高として確定申告した8927万6686円に、上記(ア)のaを加えたものであり、修正申告後の課税標準額は1億5058万1000円、修正申告により納付すべき税額は消費税額89万5300円、地方消費税額22万3800円の合計111万9100円となる。
- イ 平成17年6月期及び平成17年課税期間の修正申告の内容
- (ア) 平成17年6月期の法人税に係る修正申告書の記載内容（乙3の2）
原告が平成17年6月期の所得金額として確定申告した▲18万8308円に、次のaないしdを加算したものであり、修正申告後の所得金額は2774万0258円、修正申告により納付すべき税額は768万1900円となる。
- a 工事売上計上もれ 2648万2438円
その内訳は、以下のとおりである（弁論の全趣旨）。
- ① 工事売上 2588万4038円
原告がJ株式会社（以下「J」という。）から受注した工事売上（以下「J工事売上」という。）
- ② リース売上 59万8400円
原告が株式会社K（以下「K」という。）に対して賃貸した機械のリース売上（以下「Kリース売上」という。）
- b 受取利息計上もれ 94円
原告が管理し、aの売上を預金していたL信用金庫長嶺支店の原告名義の普通預金口座（以下「Q口座」という。）の預金に係る利息（弁論の全趣旨）
- c 貸付金に対する認定利息 144万6012円
本件第1貸付けに加え、原告が、乙に対し、新たに上記a②とbの全額を貸し付けた（以下「本件第2貸付け」という。）として、貸付金に対する利息（弁論の全趣旨）
- d 消費税納付差額 22円
aに係る消費税納付差額（弁論の全趣旨）
- (イ) 平成17年課税期間の消費税等に係る修正申告書の記載内容（乙4の2）
原告が平成17年課税期間の課税売上高として確定申告した1億6304万2253円に、上記(ア)のaを加えたものであり、修正申告後の課税標準額は1億8952万4000円、修正申告により納付すべき税額は消費税額105万9300円、地方消費税額26万4800円の合計132万4100円となる。
- ウ 平成19年6月期の法人税に係る修正申告書の記載内容（乙3の3）
原告が確定申告した所得金額29万5744円に、本件第1貸付け及び本件第2貸付けの各貸付金に対する利息収入145万9267円を加算したものであり、修正申告後の所得金額は175万5011円、修正申告により納付すべき税額は32万1200円となる。
- (4) 本件税務署長による処分
本件税務署長は、本件各修正申告に基づき、平成19年12月18日、原告に対し、次のとおり、法人税及び消費税等の重加算税賦課決定処分及び源泉徴収に係る所得税の納税告知処分

及び不納付加算税の賦課決定処分を行った。なお、その計算の根拠は、別紙1 本件各処分の算定根拠のとおりである。

ア 重加算税賦課決定処分

本件税務署長は、原告に対し、別表1 及び別表2 の「賦課決定処分」欄記載の各重加算税の額のとおり、法人税及び消費税等の重加算税の各賦課決定処分（以下「本件各重加算税賦課決定処分」という。）を行った。

イ 納税告知処分及び賦課決定処分

本件税務署長は、原告に対し、原告が甲に対してJ 工事売上と同額を賞与として支払ったものとして、別表3 のとおり、平成17 年1 月から同年6 月まで及び同年7 月から同年12 月までの各期間分（以下、それぞれ「平成17 年前期分」、「平成17 年後期分」という。）の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分（以下、まとめて「本件各納税告知処分等」といい、本件各重加算税賦課決定処分と併せて「本件各処分」という。）を行った。

(5) 審査請求等

原告が、本件各処分を不服とし、平成20 年2 月15 日に異議申立てをしたところ、異議審理庁は、同年5 月13 日付けで、本件各修正申告書が無効である旨の異議申立てについては却下し、原処分の取消しを求める異議申立てについては棄却する旨の異議決定をした。

これに対し、原告が、上記異議決定を不服とし、平成20 年6 月12 日に審査請求をしたところ、審査請求庁は、平成21 年4 月17 日付けで、審査請求を却下ないし棄却する旨の裁決をした。

2 本件に関する法令の定め

別紙2 本件に関する法令の定めに記載のとおり

3 争点

(1) 本件各処分の実体上の適法要件について

ア 本件各重加算税賦課決定処分について

(ア) 本件各修正申告について

- a 争点(1) (本件各修正申告は、原告の意思に基づくものとして有効か。)
- b 争点(2) (本件各修正申告は、本件各修正申告前に、原告から丙及び丁への代理権授与が撤回されたため無効となるか。)
- c 争点(3) (本件各修正申告は、錯誤により無効となるか。)

(イ) 国税通則法68 条1 項の「隠ぺい」又は「仮装」の要件について

争点(4) (本件各確定申告書に記載されていなかった、C 工事売上、本件重機本体売上の売上、本件重機付属品売上の売上、J 工事売上及びK リース売上（以下、これらをまとめて「本件収入除外売上」という。）について、国税通則法68 条1 項の要件を満たすか。すなわち、原告は、事実を隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき本件各確定申告書を提出したか。)

イ 本件各納税告知処分等について

争点(5) (本件収入除外売上の用途は、甲に対する賞与と乙に対する本件第1 貸付け及び本件第2 貸付けといえるか。)

(2) 本件各処分の手続上の適法要件について

争点(6) (本件各処分先立つ税務調査 (以下「本件調査」という。) が違法であり、その結果、本件各処分も違法となるか。)

4 争点に対する各当事者の主張

(1) 争点(1) (本件各修正申告は、原告の意思に基づくものとして有効か。)

(被告の主張)

本件各修正申告書は、原告の取締役であり実質的経営者でもある乙が確認している以上、本人である原告の意思に基づいて作成、提出されたものといえる。

したがって、本件各修正申告は、原告の意思に基づくものとして有効である。

(原告の反論)

原告の代表取締役である甲は、本件各修正申告書を確認しておらず、本件各修正申告は、甲の意思、すなわち、原告の意思に基づかずに提出されたものである。

したがって、本件各修正申告は、原告の意思に基づくものとはいえず、有効とはいえない。

(2) 争点(2) (本件各修正申告は、本件各修正申告前に、原告から丙及び丁への代理権授与が撤回されたため無効となるか。)

(原告の主張)

原告が、本件各確定申告時に、丙及び丁に対し、税務代理権を授与したことは認める。

しかしながら、本件各修正申告書は、本件調査の内容について何らの検証もすることなく作成されたものであり、その内容について納得がいかなかった乙は、本件各修正申告書を提出する直前に、丙税理士事務所の事務員であるM (以下「M」という。) に対し、本件各修正申告書を提出しないように念を押した。

かかる乙の行為は、丙及び丁に対する税務代理権の授与行為を将来にわたって撤回する意思表示といえる。

したがって、丙及び丁が原告の代理人として行った本件各修正申告は、無権代理人によるものとして無効である。

(被告の反論)

ア 乙が、本件各修正申告前に、本件各修正申告書を提出しないようMに念押しした事実は、そもそも認められない。

イ 仮に認められるとしても、乙の上記念押しは、本件各修正申告を丙及び丁に行ってもらふことを前提に、本件各修正申告書の提出については、乙が必要な事項を確認した後にしてほしいという意味であるとししか理解のしようがない。乙の上記念押しから、今後、税務申告については丙及び丁には任せないというような意味を読み取ることはできない。

ウ したがって、本件各修正申告は、代理人によるものとして有効である。

(3) 争点(3) (本件各修正申告は、錯誤により無効となるか。)

(原告の主張)

本件各修正申告に先立って、熊本東税務署の調査担当職員である戊 (以下「戊」という。) は、本件重機本体売買及び本件重機付属品売買について、乙個人による売却にもかかわらず、それらの売上を原告の収入と認定し、また、C工事売上及びJ工事売上については、工事原価を減算していないという誤りを含んだ指導を行った。

そして、乙及び丙は、上記指導によって錯誤に陥り、その結果、本件各修正申告をした。

よって、本件各修正申告は、錯誤により無効である。

(被告の反論)

ア 本件重機本体売買及び本件重機付属品売買において、売上が原告名義の預金口座に振り込まれ、また、同口座において小切手の取立てがされていることなどから、いずれの売買でも売主は原告であり、売上は乙個人に帰属するものではない。

したがって、戊は誤りを含んだ指導を行っていない。

イ また、乙と丙が、平成19年10月31日、工事売上に対応する工事原価を損金として認めてほしい旨を申し立てた際、本件税務署長は、乙らに対し、工事原価の証拠書類を提出するよう指導した。ところが、乙らからは何ら証拠書類は提出されないまま、本件各修正申告書が提出された。

したがって、原告の主張は失当である。

ウ よって、本件各修正申告は、錯誤がなく無効とはいえない。

(4) 争点(4) (本件収入除外壳上について、国税通則法68条1項の要件を満たすか。すなわち、原告は、事実を隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき本件各確定申告書を提出したか。)

(被告の主張)

ア 帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、売上げその他の収入の脱漏又は棚卸資産の除外をしている場合には、国税通則法68条1項の「隠ぺい」、「仮装」に該当する。

イ 本件についてみると、原告は、本件各確定申告書に表記していない〇口座、P口座及びQ口座を開設した上、これらの口座を利用して、本件収入除外壳上を振込みにより、又は、小切手及び手形の取立てを行って、受領していたものである。

これらの口座を見ると、いずれも本件収入除外壳上に係る取引を開始する時に開設され、かつ、取引が終了すると速やかに解約されている。そのため、本件収入除外壳上を受領するためだけに、これらの口座を利用したことがうかがえる。

そして、原告は、本件収入除外壳上に係る取引の事実を原告の帳簿書類へ一切記録せず、これらの預金残高を除いたところで決算書類を作成して、本件税務署長に提出した。また、〇口座の預金残高及びQ口座の預金残高を有していたにもかかわらず、これらの預金残高を本件各確定申告書の預貯金等の内訳書に一切記載していない。これらの行為がまさに「隠ぺい」に当たるといえる。

ウ 以上のように、原告は、新たな預金口座を開設するなどし、本件収入除外壳上に係る取引の事実及び各取引銀行の預金残高があたかも存在しないかのように隠ぺいした決算書類を作成し、同書類に基づいて本件各確定申告書を提出した。

エ したがって、かかる原告の行為は、国税通則法68条1項の事実を隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出したという要件を満たすことは明らかである。

(原告の認否)

否認ないし争う。

本件重機本体売買及び本件重機付属品売買はいずれも乙個人によるものであって、その売上が原告に帰属するものではない。

(5) 争点(5) (本件収入除外壳上の用途は、甲に対する賞与と乙に対する本件第1貸付け及び本件第2貸付けといえるか。)

(被告の主張)

ア 本件収入除外壳上の用途が甲に対する賞与と乙に対する貸付けであるとする乙が作成し

た甲名義の嘆願書（以下「本件嘆願書」という。）がある。

イ 原告は、本件税務署長に対し、平成19年9月28日付けで、本件収入除売上を原告の帳簿書類に記載しなかった事実を認める事実申述書（以下「本件事実申述書」という。）を提出したため、本件税務署長は、その用途を解明するため銀行調査等を行った。その結果、O口座、P口座及びQ口座のいずれもその出金が現金で行われていたことが判明した。

そこで、戊は、平成19年10月12日、原告事務所に臨場し、乙に対して現金で持ち出した約9000万円の用途について繰り返し質問するとともに、検討したが、結局、乙からは明確な回答が得られず、上記金員の用途を特定することができなかった。

そのため、戊は、乙及び丙に対して、本件収入除売上のうち、用途が明らかにされない部分については、役員が個人的に費消したとする認定に基づき、役員に対する賞与としてその給与所得に対する源泉所得税の徴収及び納付の必要が生じる場合があることについて説明した。

ウ これに対し、丙は、乙とも話し合った上で、賞与として処理する金額が多額となれば所得税の負担も多くなり、資金繰りの面で懸念されることを申し立てるとともに、賞与とする金額は、J工事売上の2717万8240円とし、残りの売上は、将来的に役員から回収したいため、貸付金としての処理を認めてほしい旨を申し立てたものである。そして、乙は、税負担の軽減を求める申立ての内容に応じて、本件嘆願書を作成し、本件税務署長に提出した。

また、乙が本件嘆願書に「代表取締役甲」と署名することについても、丙による助言が行われていたものであり、本件嘆願書は、終始、乙と丙の間で記載内容を確認しながら作成されたものである。

さらに、前記(1)（被告の主張）のとおり、乙は、原告の実質的経営者である。

エ 以上の経緯からすれば、本件嘆願書は、原告自身が、その意に沿うものとなるよう、用途としての処分方法を申し立てたものといえる。そのため、本件嘆願書記載のとおり、本件収入除売上の用途は甲に対する賞与と乙に対する貸付けと認めることができる。

（原告の反論）

本件嘆願書の作成・提出は、戊からの根拠のない、かつ、違法な指導に基づくものである。すなわち、戊は、本件収入除売上を、何らの根拠もなく役員賞与と貸付金に振り分け、役員賞与とした額について代表者に帰属させる内容で、乙に代表取締役甲と署名するように指導した。

よって、本件嘆願書に基づいて、本件収入除売上の用途を甲に対する賞与と乙に対する貸付けと認定することはできない。

(6) 争点(6)（本件調査が違法であり、その結果、本件各処分も違法となるか。）

（原告による違法事由の指摘）

ア 本件調査に原告の代表者である甲の関与が全くなく、本件調査は違法の瑕疵を帯びる。

イ 本件事実申述書は、戊の提案により、戊によって下書きが作成され、その下書きをほぼそのまま、乙が書き写して作成されたものである。また、本件事実申述書の内容は、本件重機付属品売上の売上について、原告の収入であることを前提に記載されているところ、同売上は乙個人の収入である可能性もあるから、内容についても誤りがある。

したがって、本件事実申述書は、文書の作成過程及びその内容から、乙の意思を反映しているものとはいえない。

ウ 本件嘆願書は、作成名義人である甲に確認を取ることなく同人名義で作成され、甲に賞与が支給された事実や、乙に対して貸付けが行われた事実がないにもかかわらず、事実と反する記載がなされており、根拠もなく、本件収入除外売上を賞与と貸付金とに振り分けた上で作成されている。以上からすると、本件嘆願書は、事実に基づかず、作成の権限、根拠のないものである。

エ 以上のように、本件調査は、原告の代表者である甲を全く関与させていないこと、本件事実申述書が乙の意思を反映しているものとはいえないこと、甲の承諾もなく、事実と反する本件嘆願書が作成されていることなどから違法性の著しいものである。そのため、本件調査を前提とする本件各処分も違法なものである。

(被告の主張)

ア 前記(1) (被告の主張) のとおり、原告の実質的経営者は乙であり、甲は形式上代表取締役になっているに過ぎないから、乙の意思確認がされている以上、甲の意思確認を行っていないことに何ら問題はない。

また、甲は、本件調査について、乙に全て任せていたのであるから、乙の意思確認がされている以上、本件調査に関しての甲の意思確認もされているものというべきである。

イ 本件事実申述書は、戊の指摘事項を乙が認めた後に、戊が、乙が認めた事項を記載した事実申述書の作成を提案し、これに乙及び丙が任意に応じて作成されたものである。

作成に際して戊が下書きを作成しているが、これは、乙から下書きを作成するよう頼まれたため、戊が、乙が認めた内容を下書きしたに過ぎない。乙が、戊が下書きした内容を確認し、丙とも話し合った上で、任意に本件事実申述書を作成した以上、その作成過程に何ら違法と評価すべき点はない。

ウ(ア) 前記(5) (被告の主張) のとおり、本件嘆願書は、丙から戊に対し処理の方針についての提案があった後に、戊が、その提案内容等を書面化してほしいと作成を依頼し、これに乙及び丙が任意に応じ作成されたものである。

本件嘆願書の作成の際には、戊が下書きを作成しているが、これは、戊が、丙から下書きを作成してほしい旨頼まれたため、丙の提案内容に従い作成したものに過ぎない。

このように、本件嘆願書の作成に際し、戊が役員賞与と貸付金への振り分けについて提案した事実はない。丙が、戊に対して役員賞与と貸付金への振り分けについて提案したのであり、その提案は、丙が乙と話し合った上でされたものであり、内容も著しく不合理なものとはいえず、否定するだけの根拠もなかった。そのため、戊は、それが実態に沿うものであると考え、その提案内容を書面化するよう依頼したに過ぎない。

(イ) 本件嘆願書に「代表取締役甲」と署名することについても、丙の提案によりそのような記載となったものであり、戊が提案したものではない。仮に、戊が提案したとしても、甲は乙に対して本件調査に対する対応を全て任せていたのであるから、乙が甲名で署名をすることには何ら問題がない。

エ 以上から、本件調査に違法な点は全くない。

第3 当裁判所の判断

1 前提事実のほか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告における業務について (証人乙、弁論の全趣旨)

原告は、取締役会設置会社であり、取締役は乙と甲の外2名を加えた4名であり、代表取締

役は甲である。

甲は、毎年、熊本県が行う経営審査に原告の代表者として出席する他、原告の連帯保証人になっている。甲は、週の半分程度、原告の事務所に出勤し、残りは、Bの事務所を兼ねた自宅にいる。

乙は、原告の通常業務及び税務に関する事務を行っている。特に、原告が確定申告をする際には、専ら乙が、税理士と打合せを行い、税務調査に立ち会っており、甲が税理士と接触したり、税務調査に立ち会ったりすることはなかった。

(2) 本件各確定申告について（乙1の1ないし6、乙2の1・2、乙12、証人乙）

ア 原告は、平成8年6月頃から、丙に対し、税理士法2条1項1号に規定する税務代理を委任し、丙は、上記委任に基づき原告の確定申告を行ってきた。そして、平成18年6月期以降は、丙に加え、丁も原告からの委任により原告を税務代理し、丙とともに原告の確定申告を行ってきた。

丙及び丁は、原告の確定申告書を作成するにあたり、R姓の印章を保管し、確定申告書の代表者署名押印欄及び経理責任者自署押印欄に押印し、同各欄に甲名で代理署名をしていた。もっとも、平成18年6月期及び平成19年6月期に係る確定申告書の代表者自署押印欄には原告名の押印がされている。

イ 本件各確定申告においても、丙らと連絡を取っていたのは専ら乙であり、甲は丙らと全く接触していなかった。

(3) 本件調査について（乙13の1・2、乙14ないし17、33、証人戊、証人乙）

ア 戊は、平成19年9月6日、税務調査のため、原告事務所に無予告で臨場した。戊は、原告の代表者である甲との面会を求めたが、乙が、甲は不在であること、甲は経営に直接関係しておらず、実質的な経営は乙が行っていること、前回の税務調査の際にも乙が対応したことなどを述べたことから、乙を経理責任者として、丙の立会いの下、本件調査を実施した。その日、戊は、原告から各種帳簿類及び各種証ひょう書類を持ち帰った。

イ 戊が銀行調査を行ったところ、O口座及びQ口座があることが発覚した。そこで、戊が両口座に振込入金した業者に対しても反面調査を行ったところ、Cとの工事契約、Hとの本件重機付属品売買、Jとの工事契約、Kとのリース契約が、それぞれ明らかとなった。そのため、戊は、再度、原告事務所に臨場し、乙に質問をした。

ウ 2度目の臨場後も、戊が調査を継続し、本件重機本体売買の反面調査や銀行調査を行った結果、新たにP口座が発覚した。

エ ここで、本件調査により発覚した預金口座（すなわち、O口座、P口座及びQ口座）について、まとめると以下のとおりである。

すなわち、上記各預金口座は、いずれも帳簿書類及び本件確定申告書には記載されていない原告名義の普通預金口座であり、各口座の預金は全て乙が現金で引き出していた。そして、上記各口座の取引状況は、次のとおりである。

(ア) O口座（乙13の1・2、弁論の全趣旨）

O口座は、平成13年9月25日に開設され、同月26日にHから本件重機付属品売買の売上1469万9160円が振り込まれ、同年11月19日に300万円が現金で引き出され、同月30日から平成14年7月31日までの間、C工事売上合計2342万1235円が振込みないし手形取立てにより入金され、その間、平成13年12月28日に2

00万円、平成14年2月4日に500万円、同年3月12日に500万円、同年4月30日に1000万円がそれぞれ現金で引き出された後、同年8月9日に解約され、1312万2386円が現金で支払われた。

なお、平成14年6月30日には1289万3116円の残高があった。

(イ) P口座(乙14、弁論の全趣旨)

P口座は、平成13年9月26日に開設されるとともに、本件重機本体売買代金のうち消費税としてFが交付した125万円が入金され、同月28日に本件重機本体売買代金残額2500万円が手形の取立てにより入金された後、同年11月13日に解約され、2625万0531円が現金で支払われた。

(ウ) Q口座(乙17、弁論の全趣旨)

Q口座は、平成16年12月21日に開設され、平成17年2月21日から同年6月30日までの間に、J工事売上合計2717万8240円及びKリース売上合計62万8320円がそれぞれ振込入金され、同年6月27日に1000万円が、同年7月14日に700万円が、同月27日に600万円がそれぞれ現金で引き出され、同年8月17日に481万1560円が現金で引き出された後、解約された。

なお、平成17年6月30日には1781万1560円の残高があった。

オ そこで、戊は、平成19年9月28日、原告事務所に臨場し、P口座について、乙に質問した。

これに対して、乙は、その場で、「事実申述書」と題する書面(本件事実申述書)に要旨次のとおり記載し、署名押印した。すなわち、本件事実申述書には、O口座に振り込まれていた金銭は、本件重機付属品売上の売上及びC工事売上であり、雑収入ないし売上代金として売上に計上しなければならないものであること、P口座にて取り立てた小切手は、本件重機本体売上の売上であり、同口座開設時に入金された125万円は、本件重機本体売買における消費税として受領したものであり、雑収入として売上に計上しなければならないものであること、Q口座に振り込まれていた金銭は全て売上代金であり、売上に計上しなければならないものであることなどが記載されている。

なお、本件事実申述書は、戊が作成を提案し下書きしたものを乙が見て作成したものである。

カ その後、戊は、O口座、P口座及びQ口座から現金で出金された金銭の用途について調査を続けたが、明らかにならなかったため、再び乙及び丙に面談することとした。

戊は、平成19年10月12日、乙及び丙と面談し、現金で出金された金銭の用途について尋ねたが、明らかにならなかった。これに対して、乙は、その場で、嘆願書と題する書面(本件嘆願書)に要旨次のとおり記載し、原告代表取締役甲名で署名押印した。すなわち、本件嘆願書には、J工事売上2717万8240円については、甲が個人的に費消したため、賞与として処理して欲しいこと、その他の分については、乙に対する貸付金として処理して欲しいことなどが記載されている。

なお、本件嘆願書は、戊が下書きしたものを乙が見て作成したものである。

キ 乙は、本件調査の間、できる限り税金を安くしたいという願望を抱いており、その旨、丙にも伝えていた。

(4) 本件各修正申告について(乙3の1ないし3、証人乙)

ア 乙は、本件各修正申告書の作成を丙に一任していたところ、丙は、平成19年11月12日、本件各修正申告をした。

本件各修正申告書の代表者署名押印欄には、乙が甲名で署名した。

丙は、同欄に、丙が保管していたR姓の印章を押捺し、経理責任者自署押印欄に、甲名で署名し、同印章を押捺した。

イ 本件各修正申告書には、工事売上に対する原価は記載されていない。

(5) 本件各修正申告後の事情について（甲3、4、乙31）

ア 原告は、本件各修正申告の1週間後である平成19年11月19日と21日に、本件各修正申告により納付すべき法人税及び消費税等を全て納付している。

イ 丙は、平成19年11月30日、乙に対し、B及び原告との顧問契約を解除する旨の書面を送付した。同書面には、丙税理士事務所の職員であるMが、今回の件で非常に責任を感じている旨記載されている。また、その頃、MからBにファックス送信された乙宛ての書面には、MがM個人の問題で「貴社」（なお、ファックスの送信先がBであること、書面内で乙を「社長」と呼んでいることから、「貴社」とはBのことと思われる。）に迷惑を掛けたことを謝罪する旨記載されている。

(6) 異議申立て関係について（乙10、12）

原告は、平成20年2月15日、本件各処分について異議申立てを行った。この手続において、乙に対し、税理士であるNを立会人として、質問手続が行われ、その場で、乙は、要旨次のとおり答弁した。

すなわち、乙は、原告の代表取締役は甲であるが、実質的な経営は乙が行っていること、税務調査において、調査に立ち会う場合は全て乙が対応したこと、C工事売上、J工事売上及びKリース売上については、原告の売上として計上すべきであったところ、売上に計上しなかったこと、上記各工事について、工事原価及び諸経費について認容すべきであるが、領収書等はなく、支出の内容も建設業特有の支出としかいえないこと、本件各修正申告書の代表者署名欄に甲名で署名したのは、乙であること、署名した際、Mに対し、乙の指示があるまで提出しないように依頼したことなどを答弁した。

また、乙は、異議申立て手続において、上記工事原価及び諸経費にかかる領収書等を一切提示しなかった。

(7) 本件重機の売買について

ア リース契約（乙25）

Dと原告は、平成7年11月7日、本件重機についてリース契約を締結し、B及び乙は、上記リース契約に係る原告の債務について連帯保証した。リース代金は、月143万円（消費税抜き）である。

イ 本件重機本体売買（乙14、26ないし28）

本件重機本体売買の際に、売買代金を領収したとしてFに交付された平成13年9月25日付け領収証の名義人は原告である。

また、Fが売買代金として交付した小切手には、原告名で裏書がされ、P口座で取り立てられた。Fが売買代金の消費税として交付した125万円は、P口座に預金されている。

ウ 本件重機付属品売買（乙13の1・2、29）

平成13年9月に作成された本件重機付属品売買に係る契約書の売主欄には、原告代表取

締役甲の記名押印がされている。Hは、同月26日、O口座に、本件重機付属品売買代金を振り込んだ。

エ Dからの買取り（甲5ないし7、10）

Dは、平成14年9月12日、乙に対し、本件重機の売却代金として150万1500円（消費税込み）を請求した。

乙は、平成14年9月30日、Dに対し、本件重機の売却代金として150万1500円（消費税込み）を支払い、本件重機を同額で買い取った旨の買取書を作成した。

オ 乙の確定申告（乙30の1・2）

乙は、自身の平成13年分及び平成14年分の所得税の確定申告において、本件重機本体売買の売上及び本件重機付属品売買の売上について、いずれも申告等していない。

2 争点(1)（本件各修正申告は、原告の意思に基づくものとして有効か。）について

(1) 前提事実及び前記1で認定した事実によれば、乙は、原告の発行済み株式の8割を自身又は自らが代表取締役を務めるBにおいて保有していること（前提事実(1)）、原告の通常業務及び税務に関する事務は、原告の取締役である乙が行っている一方で、甲は、原告の経営については年1回の経営審査に参加しているのみであること（上記1(1)）からすると、甲は名目上の代表取締役にすぎず、原告において実質的に経営している者が乙であることは明らかといえる。

そうすると、乙は、実質的には原告の経営者であり、また、形式的には原告における一切の事務処理を名目上の代表取締役である甲から任せられている者と評価することができる。

そして、かかる乙の立場からすると、本件調査及び本件各修正申告における乙の意思は、原告の意思といえることができる。

したがって、本件各修正申告は、原告の意思に基づくものとして有効といえる。

3 争点(2)（本件各修正申告は、本件各修正申告前に、原告から丙及び丁への代理権授与が撤回されたため無効となるか。）について

(1) 前提事実及び上記1で認定したとおり、原告は、平成8年6月頃から継続して丙に税務代理を委任しており（前記1(2)）、その後、丁も加わり、本件各確定申告の際も、税務代理権に基づいて、丙及び丁が行い（前提事実(2)）、本件各修正申告についても、丙及び丁が行った（前提事実(3)）。

そうすると、本件各確定申告後本件各修正申告前に丙及び丁の税務代理権が消滅していない限り、本件各修正申告は、代理人によるものとして有効といえる。

(2) 原告は、本件各修正申告前に、Mに対して、本件各修正申告書を提出するのを待つよう依頼したことをもって、丙及び丁に対する税務代理権の授与を撤回したと主張し、乙はその旨証言する。

(3) しかしながら、仮に、乙が、Mに対して、本件各修正申告書を提出するのを待つよう依頼していたとしても、だからといって、原告が、丙及び丁に対する税務代理権の授与を撤回したことにはならない。そのため、原告の主張を採用することはできない。

(4) なお、確かに、前記1で認定したとおり、本件各修正申告後、丙とB及び原告の間の顧問契約が解除されており、解除と同時期に、丙の事務所の事務員であったMが個人の問題でBに迷惑を掛けたことを謝罪していること（前記1(5)イ）からすると、Mが、その頃、Bに対して、何らかの迷惑を掛けたことを推認することができる。

しかしながら、迷惑の原因がM個人の問題であって、丙自身が謝罪していないことからすると、Mが迷惑を掛けた原因は、丙の顧問契約とは無関係なものとも考えることもできる。そうすると、Mが謝罪しているからといって、乙がMに対して、本件各修正申告書の提出を待つよう依頼したことを裏付けるものということとはできず、他に裏付けとなる証拠もない。

以上からすると、本件全証拠に照らしても、乙が、Mに対して本件各修正申告書を提出するのを待つよう依頼した事実を認めることはできない。

(5) よって、いずれにしても、原告が丙及び丁に対する税務代理権の授与を撤回したものと認めることはできない。

そして、丙及び丁が、原告から授与された税務代理権に基づいて本件各修正申告書を提出した以上、その効力は原告に有効に帰属する。

(6) なお、法人税法151条1項1号によれば、法人の提出する修正申告書には、代表者が自署押印することが求められているところ、本件各修正申告書の代表者の署名は甲の自署ではなく、乙が署名したものであり（前記1(4)ア）、同項に違反する。しかしながら、同項の規定による自署及び押印の有無は、修正申告書の提出による申告の効力に影響を及ぼすものではない（同条4項（平成19年法律第6号による改正前のもの））。

(7) 以上から、本件各修正申告は、代理人によるものとして有効である。

4 争点(3)（本件各修正申告は、錯誤により無効となるか。）について

(1) 原告は、本件重機本体売買及び本件重機付属品売買が乙個人による売買であるにもかかわらず、戊が、それらの売上を原告の収入と認定し、また、工事売上について、その原価を減算していないという誤りを含んだ指導をしたため、乙及び丙は、錯誤に陥って本件各修正申告をしてしまったのであるから、本件各修正申告は錯誤により無効となる旨主張する。そこで、以下検討する。

(2) 本件重機本体売買及び本件重機付属品売買について

ア 本件重機付属品売買について

(ア) 確かに、前記1(7)エで認定したとおり、Dは、乙に対し、本件重機の売却代金を請求し、これを受け、乙が、Dに対し、代金を支払うとともに、本件重機を買い取った旨の買取書を作成している。

この点からすると、乙が、本件重機の元所有者であるDから本件重機を買い受けたのではないかとも思われる。

(イ) しかしながら、前記1で認定したとおり、乙がDから本件重機を購入したとされるのは、本件重機付属品売買の1年後のことである（同(7)ウ、エ）上、乙は、自身の所得税の確定申告において、本件重機付属品売買の売上を収入として申告してはいない（同オ）。

(ウ) また、同じく前記1で認定したとおり、本件重機付属品売買に係る契約書では、売主が原告となっており、原告の印章が押捺されている（同(7)ウ）。この点について、乙は、上記契約書における原告の押印は乙がしたものであって、上記契約書の作成名義人は乙であり、乙が原告名義を使用したのは、メンテナンス等の必要性からHが希望したためであると証言する。

しかしながら、売主が原告であるか乙であるかによって、メンテナンス等に差異がでることを裏付けるに足りる客観的な証拠はなく、乙の上記証言を採用することはできない。

また、前記2で認定・判断したとおり、乙は原告の実質的経営者であるから、結局のと

ころ、本件重機付属品売買に係る契約書は原告の意思に基づいて作成されたものといえる。

(エ) そもそも、前記1で認定したとおり、本件重機本体売買及び本件重機付属品売買の目的物である本件重機は、原告がDからリースを受けていたものである(同(7)ア)上、本件付属品売買の売上は、原告が請け負った工事の売上とともに、原告名義の預金口座において管理されていた(同(7)ア、ウ)。

(オ) 以上からすると、本件重機付属品売買における売主は原告と認められ、本件重機付属品売買の売主を乙と認めることはできない。

イ 本件重機本体売買

上記アで認定・判断したことに加えて、前記1で認定したとおり、本件重機本体売買は本件重機付属品売買と同じ月に行われていること(同(7)イ、ウ)、Fが交付を受けた領収証の名義が原告であること(同イ)、Fが交付した小切手が原告名で裏書され、原告名義の口座で取り立てられていること(同)、本件重機本体売買の売上が原告名義の預金口座において管理されていること(同(7)イ)などからすると、本件重機本体売買の売主についても原告と認めることができ、本件重機本体売買の売主を乙と認めることはできない。

ウ 以上から、本件重機本体売買及び本件重機付属品売買の売主が乙とは認められず、かえって、原告が売主と認められる。

(3) 工事原価について

前記1で認定したとおり、原告は、本件税務署長に対し、工事原価及び諸経費の存在について、抽象的に主張するのみで、具体的な内容を主張せず、領収証等の証拠も提出していない(同(6))。また、原告は、本件訴訟手続においても、工事原価及び諸経費の内容について明らかにせず、領収証等の証拠も提出しない。

そうすると、工事原価及び諸経費の存在及びその額を認定することはできないといわざるをえない。

(4) 以上から、原告の主張は、その前提を欠いており、採用することができない。そのため、本件各修正申告において、本件重機本体売買及び本件重機付属品売買並びに工事原価及び諸経費のいずれの点においても、錯誤があったと認めることはできない。

5 争点(4)(本件収入除外売上について、国税通則法68条1項の要件を満たすか。すなわち、原告は、事実を隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき本件各確定申告書を提出したか。)について

前記1(3)エで認定したとおり、本件収入除外売上が入金された預金口座は、いずれも帳簿書類及び本件各確定申告書には記載されておらず、また、同預金口座はいずれも、本件収入除外売上が入金される前2か月以内に開設され、入金後2か月以内に解約されている。そうすると、原告は、本件収入除外売上に係る取引事実及び各取引銀行の預金残高が存在しないかのように隠ぺいした帳簿書類及び決算書類を作成し、上記各書類に基づいて本件各確定申告書を作成し、提出したといえる。

したがって、原告は、「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していた」(国税通則法68条1項)といえる。

6 争点(5)(本件収入除外売上の用途は、甲に対する賞与と乙に対する本件第1貸付け及び本件第2貸付けといえるか。)について

(1) 前記1(3)カで認定したとおり、乙が甲名で作成した本件嘆願書には、J工事売上については、甲が個人的に費消したため、賞与として処理して欲しいこと、その他の分については、乙に対する貸付金として処理して欲しいことなどが記載されている。

(2) これに対し、原告は、本件嘆願書について、戊が、本件収入除外壳上を、何らの根拠もなく役員賞与と貸付金に振り分け、役員賞与とした額について代表者に帰属させる内容で、乙に代表取締役甲と署名するように指導したため、乙が作成したものであると主張する。

しかしながら、前記1で認定したとおり、本件収入除外壳上はいずれも乙が預金口座から引き出しており(同(3)エ)、かかる事実からすると、乙又はその妻である甲が、本件収入除外壳上を取得したものと推認することができる。

そして、同じく前記1で認定したとおり、戊が本件収入除外壳上の用途を調査したにもかかわらず、その用途が明らかにならなかったこと(同(3)カ)からすると、本件収入除外壳上はその全額を乙又は甲が私的に費消したものと解するほかなく、その結果、その全額を同人らに対する賞与として処理することも十分にあり得る選択であったといえる。

かかる状況の中、同じく前記1で認定したとおり、戊は、丙の立会いの下に乙と面談したのである(同(3)カ)から、その際、本件収入除外壳上の用途がわからなければ、その全額を乙又は甲に対する賞与として処理する旨を告げたものと優に推認することができる。

そして、乙は、前記2で認定・判断したとおり、原告の実質的経営者であって、前記1で認定したとおり、できる限り税金を安くしたいという願望を抱いていたこと(同(3)キ)からすると、戊から処理方法を聞いた乙及び丙が、全額を賞与として処理され、一時に多額の源泉徴収義務を課されることを避けるため、一部を乙に対する貸付金として処理する旨提案したものと推認することができる。

(3) 以上からすると、本件嘆願書の内容は、原告の実質的経営者である乙の願望に沿う内容であって、原告側からの提案によるものと認めることができるので、原告の主張を採用することはできない。

また、前記2で認定・判断したとおり、乙は、甲から、原告における一切の事務処理を任せられていたのであるから、本件嘆願書に甲名で署名押印したとしても、何ら問題とはならない。

さらに、乙が原告の実質的経営者であることから、原告においても、本件嘆願書の内容とおりの処理、すなわち本件収入除外壳上のうち、J工事売上相当額を甲に対する賞与とし、残額を乙に対する貸付けとする処理を行ったものと認められる。

(4) したがって、戊が本件嘆願書の案を作成し、乙がそれを写したとしても、本件嘆願書を信用することができる。

(5) よって、本件嘆願書のとおり、本件収入除外壳上の用途のうち2588万4038円は甲に対する賞与として交付され、残金は乙に対する本件第1貸付け及び本件第2貸付けとして交付されたものと認めることができる。

7 争点(6)(本件調査が違法であり、その結果、本件各処分も違法となるか。)について

(1) 原告は、本件調査は、代表者である甲を全く関与させていないこと、本件事実申述書が乙の意思を反映しているものとはいいい難いこと、甲の承諾もなく、事実に反する本件嘆願書が作成されていることなどから違法性の著しいものであると主張する。

(2) しかしながら、前記2で認定・判断したとおり、甲は原告の名目的な代表取締役に過ぎず、原告の実質的な経営者は乙であるから、本件調査に甲を関与させなかったとしても、乙が関与

している以上、本件調査は適法なものと評価することができる。

また、前記4で認定・判断したとおり、本件重機本体売買及び本件重機付属品売買の売主は原告であること、工事原価についても、資料が全くなく、これを認めることができないことからすると、本件事実申述書は客観的事実と合致しており、乙の意思を反映しているものと評価することができる。

さらに、前記6で判断したとおり、本件嘆願書は信用することができる。

以上から、本件調査は、適法なものといえるので、原告の主張を採用することはできない。

- 8 以上から、本件各処分は、いずれも要件を充足しており、その計算も別紙1本件各処分の算定根拠に記載のとおりであるから、いずれも適法と認められる。

第4 結論

以上によれば、原告の請求についてはいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

熊本地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 原 克也

裁判官 佐々木 愛彦

裁判官 加藤 靖之

本件各処分 of 算定根拠

1 本件各重加算税賦課決定処分について

(1) 法人税に係る重加算税賦課決定処分の算定根拠

ア 平成14年6月期 708万0500円

修正申告により納付すべき税額は2023万9100円であり、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切捨てた後の金額2023万円に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

イ 平成17年6月期 268万8000円

修正申告により納付すべき税額は768万1900円であり、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額768万円に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

ウ 平成19年6月期 11万2000円

修正申告により納付すべき税額は32万1200円であり、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額32万円に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

(2) 消費税等に係る重加算税賦課決定処分の算定根拠

ア 平成14年6月課税期間 38万8500円

修正申告により納付すべき税額は111万9100円であり、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切捨てた後の金額111万円に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

イ 平成17年6月課税期間 46万2000円

修正申告により納付すべき税額は132万4100円であり、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額132万円に100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

2 本件各納税告知処分等について

(1) 源泉徴収に係る所得税の納税告知処分の算定根拠

ア 平成17年前期分 267万4554円

賞与の金額1000万円（Q口座から平成17年6月27日に出金された1000万円）は、原告が甲に支払った賞与の支払月の前月中の給与等（平成17年5月10日支給分）の金額53万1018円（60万円から前月中の社会保険料等の金額6万8982円を控除した金額、乙22）の10倍に相当する金額を超える場合に該当するから、徴収すべき税額は、所得税法186条2項1号の規定に基づき、賞与の金額1000万円の6分の1に相当する166万6666円と通常の給与等の金額53万1018円との合計金額219万7684円及び甲の扶養親族等の数0人に応じて所得税等負担軽減措置法別表第一の甲欄から算出される税額47万9459円と通常の給与等の金額53万1018円及び甲の扶養親族等の数0人に応じて所得税等負担軽減措置法別表第一の甲欄で算出した税額3万3700円との差額44万5759円に6を乗じた267万4554円となる。

イ 平成17年後期分 430万9507円

次の平成17年7月支払分及び同年8月支払分について徴収すべき税額の合計金額である。

(ア) 平成17年7月支払分の徴収すべき税額 372万4554円

賞与の金額1300万円(Q口座から平成17年7月14日に入金された700万円及び同月27日に入金された600万円の合計金額)は、原告が甲に支払った賞与の支払月の前月中の給与等(平成17年6月10日支給分)の金額53万1018円(乙22)の10倍に相当する金額を超える場合に該当するから、徴収すべき税額は、所得税法186条2項1号の規定に基づき、賞与の金額1300万円の6分の1に相当する216万6666円と通常の給与等の金額53万1018円との合計金額269万7684円及び甲の扶養親族等の数0人に応じて所得税等負担軽減措置法別表第一の甲欄から算出される税額65万4459円と通常の給与等の金額53万1018円及び甲の扶養親族等の数0人に応じて所得税等負担軽減措置法別表第一の甲欄で算出した税額3万3700円(乙21、22)との差額62万0759円に6を乗じた372万4554円となる。

(イ) 平成17年8月支払分の徴収すべき税額 58万4953円

徴収すべき税額は、所得税法186条1項1号イの規定に基づき、原告が甲に支払った賞与の支払月の前月中の給与等(平成17年7月10日支給分)の金額53万1018円(乙22)及び甲の扶養親族等の数0人に応じて所得税等負担軽減措置法別表第三の甲欄から求められる率14%を賞与の金額417万8240円(J工事売上2717万8240円から同年6月分の1000万円と同年7月分の1300万円の合計2300万円を差し引いた金額であり、Q口座から同年8月17日に入金された481万1560円の内金)に乗じた58万4953円となる。

(2) 不納付加算税の賦課決定処分の算定根拠

ア 平成17年前期分 26万7000円

上記(1)アのとおり、平成17年6月支払分として徴収すべき税額は267万4554円であり、国税通則法118条3項の規定により1万円未満を切捨てた後の金額267万円に100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

イ 平成17年後期分 43万0000円

上記(1)イのとおり、平成17年7月支払分として徴収すべき税額372万4554円及び同年8月支払分として徴収すべき税額58万4953円の合計金額は430万9507円となり、国税通則法118条3項の規定により1万円未満を切捨てた後の金額430万円に100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

本件に関する法令の定め

1 国税通則法

(1) 第36条1項(納税の告知)

税務署長は、国税に関する法律の規定により次に掲げる国税(その滞納処分費を除く。以下次条において同じ。)を徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない。

2号 源泉徴収による国税でその法定納期限までに納付されなかつたもの

(2) 第65条1項(過少申告加算税)

期限内申告書(還付請求申告書を含む。第3項において同じ。)が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条第1項ただし書又は第6項の規定の適用があるときを含む。)において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第35条第2項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

(3) 第67条(不納付加算税)

源泉徴収による国税がその法定納期限までに完納されなかつた場合には、税務署長は、当該納税者から、第36条第1項第2号(源泉徴収による国税の納税の告知)の規定による納税の告知に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることなく納付された税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する。ただし、当該告知又は納付に係る国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(4) 第68条1項(重加算税)

第65条第1項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(同条第5項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

2 所得税法

(1) 第28条1項(給与所得)

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この条において「給与等」という。)に係る所得をいう。

(2) 第183条1項(源泉徴収義務)

居住者に対し国内において第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

3 法人税法(平成19年法律第6号による改正前のもの)第151条(代表者等の自署押印)

(1) 1項

法人の提出する法人税申告書等（第2条第30号から第34号まで（定義）に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書（第3項及び第5項において「法人税申告書」という。）並びに第81条の25第1項（連結子法人の個別帰属額等の届出）に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類（当該個別帰属額等に異動があつた場合に提出する同条第2項に規定する書類を含む。）をいう。以下この条において同じ。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（当該者が法人である場合には、当該者の職務を行うべき者）が自署し、自己の印を押さなければならない。

1号 法人の代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあつては、管理人。以下この項において同じ。）が一人である場合 当該代表者

(2) 4項

前三項の規定による自署及び押印の有無は、法人税申告書の提出による申告の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

別表 1

法人税の課税の経緯

(単位：円)

事業年度	区分		確定申告	修正申告	更正処分(減額) ないし 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	項目	年 月 日							
平成14年6月期	年 月 日	期限内		平19. 11. 12	平19. 12. 18	平20. 2. 15	平20. 5. 13	平20. 6. 12	平21. 4. 17
	所得金額		2,899,529	65,151,558		取消し	却下 ないし 棄却	取消し	却下 ないし 棄却
	納付すべき税額		632,300	20,871,400					
	重加算税の額				7,080,500				
年 月 日	期限内			平19. 12. 18					
平成15年6月期	所得金額		2,104,012		△2,333,774				
	納付すべき税額		460,400		△462,834				
	重加算税の額								
	年 月 日	期限内			平19. 12. 18				
平成16年6月期	所得金額		1,275,452		387,690				
	納付すべき税額		279,300		△195,400				
	重加算税の額								
	年 月 日	期限内			平19. 12. 18				
平成17年6月期	所得金額		△188,308	27,740,258		取消し	却下 ないし 棄却	取消し	却下 ないし 棄却
	納付すべき税額		0	7,681,900					
	重加算税の額				2,688,000				
	年 月 日	期限内		平19. 11. 12	平19. 12. 18				
平成18年6月期	所得金額		826,919		86,289				
	納付すべき税額		181,600		△162,800				
	重加算税の額								
	年 月 日	期限内			平19. 12. 18				
平成19年6月期	所得金額		295,744	1,755,011		取消し	却下 ないし 棄却	取消し	却下 ないし 棄却
	納付すべき税額		64,500	385,700					
	重加算税の額				112,000				
	年 月 日	期限内		平19. 11. 12	平19. 12. 18				

別表 2

消費税及び地方消費税の課税の経緯

(単位：円)

課税期間	区分		確定申告	修正申告	賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	項目	年 月 日							
平成14年6月 課税期間	年 月 日	期限内		平19. 11. 12	平19. 12. 18	平20. 2. 15	平20. 5. 13	平20. 6. 12	平21. 4. 17
	課税標準額		89,276,000	150,581,000		取消し	却下 ないし 棄却	取消し	却下 ないし 棄却
	納付すべき 消費税額		1,071,300	1,966,600					
	納付すべき 地方消費税額		267,800	491,600					
重加算税の額				388,500					
平成17年6月 課税期間	年 月 日	期限内		平19. 11. 12	平19. 12. 18	平20. 2. 15	平20. 5. 13	平20. 6. 12	平21. 4. 17
	課税標準額		163,042,000	189,524,000		取消し	却下 ないし 棄却	取消し	却下 ないし 棄却
	納付すべき 消費税額		1,754,900	2,814,200					
	納付すべき 地方消費税額		438,700	703,500					
重加算税の額				462,000					

別表 3

源泉所得税の課税の経緯

(単位：円)

期間	区分		納税告知処分 及び 賦課決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	項目	年 月 日					
平成17年1月から 平成17年6月まで	年 月 日	平19. 12. 18		平20. 2. 15	平20. 5. 13	平20. 6. 12	平21. 4. 17
	所得の種類	給与	取消し	棄却	取消し	棄却	
	支払金額	10,000,000					
	本税の額	2,674,554					
不納付加算税の額	267,000						
平成17年7月から 平成17年12月まで	年 月 日	平19. 12. 18		平20. 2. 15	平20. 5. 13	平20. 6. 12	平21. 4. 17
	所得の種類	給与	取消し	棄却	取消し	棄却	
	支払金額	17,178,240					
	本税の額	4,309,507					
不納付加算税の額	430,000						